

会派研究研修報告書

令和4年9月9日

常滑市議会議長 殿

会 派 名 新風クラブ

会派の代表者 井上 恭子

会派等の研究研修報告を次のとおり提出します。

記

- 1 期 日 令和4年8月5日（金）午前10時から午後4時
- 2 研 修 名 第46回議員の学校
「地方自治から見る真の子どもの政策とは
—『子ども基本法』の意義と活用を考える」
講師 池上 洋通 氏
- 3 場 所 たましんR I S U R Uホール（立川市市民会館）
第1会議室
- 4 参 加 者 井上恭子

5 研修の内容

今年「国際連盟・子どもの権利宣言…1924年」から98年、日本の「児童憲章…1951年」から71年、「国際連合・子どもの権利条約…1989年」から33年目となる年です。この段階で、2023年4月に「子ども家庭庁」が発足する運びとなりました。

コロナ禍で子どもたちの自由は著しく制限されてきましたが、当事者の子どもの声を聴いて政策を講じた自治体がどれほどあったでしょう。

私たちはこの日本で「子どものイジメ」「子どもの自殺」を一刻も早くゼロにしなければなりません。地方自治体とその議会が果たすべき役割は何か、日本国憲法の理念と国際的な到達点、そして自治体での実践を率直に出し合い、率直な学び合いを展開します。

そのいくつかの講演の中、今回は、池上 洋通氏の1924年に「国際連盟・子どもの権利宣言」が出されてから間もなく100年、日本国憲法も含めて「子どもの権利思想」はどのように発展してきたか。そしてまた、子どもの成長にとって「地域社会」がいかに尊いか—子どもの養育・教育・福祉・文化の権利を地域的な視点からとらえ、地方自治体の政策的な課題を民主的科学的視点から解明する講座を受けます。

- 6 経 費 別紙の通り



経費内訳

区 間		キロ	概算金額
大野町→名古屋	名鉄		620
名古屋→立川	JR乗車券		6,600
名古屋→新横浜	新幹線(のぞみ)特急自由席券		4,180
立川→名古屋	JR乗車券		6,600
新横浜→名古屋	新幹線(のぞみ)特急自由席券		4,180
名古屋→大野町	名鉄		620
交通費計			22,800
研修参加費			9,000
合 計			31,800

会派研究研修報告書

令和4年9月9日

常滑市議会議長 殿

会 派 名 新風クラブ
会派の代表者 井上 恭子

会派等の研究研修報告を次のとおり提出します。

記

- 1 期 日 令和4年8月5日（金）午前10時から午後4時
- 2 研 修 名 第46回議員の学校
「地方自治から見る真の子どもの政策とは
—『子ども基本法』の意義と活用を考える」
講師 池上 洋通 氏
- 3 場 所 たましんR I S U R Uホール（立川市市民会館）
第1会議室
- 4 参 加 者 井上恭子

【8月5日】

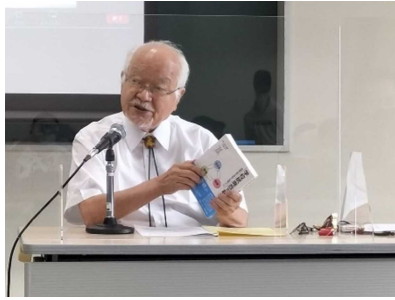
1. グループワーク（10:15～12:00）

4日の子どもの権利条例などの講演を踏まえ、6人の議員でその感想を述べあう場所であった。

2. 憲法と地方自治・シリーズ講義（4）（13:00～14:40）

「子どもの権利の歴史と地方自治」 池上洋通氏（いけがみひろみち）

「議員の学校」 学校長、多摩住民自治研究所理事



子どもの権利の歴史と地方自治

1, 子どもの権利の歴史—資料的に見る

◇第1次世界大戦で、欧州を中心に史上最大の犠牲者があらわれ、数多くの「戦争孤児」が出現したため、1924年に「国際連盟・子どもの権利宣言」が出された。

第1次世界大戦の死者・戦傷者では、戦没者数は約1 657万にも及び、そのため、子どもの権利宣言に繋がっていったのである。

◇「戦争放棄に関する条約」（パリ不戦条約）1928年制定

最終的に今後戦争をしにと言うことで、60を超える国が加盟したが、満州事変がもとで、第2次世界大戦へとつながってしまった。

【資料1】児童の権利に関する「ジュネーブ宣言」1924年9月26日国際連盟総会 第5会期採決。

【資料2】国際連合・児童の権利宣言 1959年11月20日 国際連合代14総会採決。第1次世界大戦後は、60か国の植民地の独立が、第2次世界大戦後は120か国が独立。86億人の大半が発展途上国である。

【資料3-1】国際連合・子どもの権利条約

【資料3-2】子どもの権利条約上例文見出し一覧が書かれている。親から捨てられて名前もない子もいる。子どもの権利条約はすべての国民が共有することが必要で、知らなければ権利は使えないことになる。

【資料4】国際的・国内的な歴史的経過を見る。「子どもの権利」思想の発展と制度化の歩み〈1924～2005〉が書かれている。

◇日本の「児童憲章」の制定[文部科学省の資料による]

制定日 1951年・昭和26年5月5日（こどもの日）

制定者 児童憲章制定会議（厚生省中央児童福祉審議会の提案に基づき日本国民各層・各界の代表で構成）

構成 3つの基本綱領，12条の本文

性格 「国民全体の総意に基づく約束」「国民の総意による申し合わせ」として、上記制定会議が作成・宣言したもの。「法令」ではないが、総理府「内閣府」・厚労省の白書などの資料への掲載、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び一部の地本自治体の条例の条文において引用されるなど、一定の規範の性格を有する。

【資料5】児童憲章 昭和 26年・1951 年5月5日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。として12の項目が列記されている。

2, 子どもの権利と地方自治

【資料6】子ども基本法・抜粋されている。第一章では総則、第二章 基本的施策がかかされている。

◆日本国憲法の定める人権規定の全体を見る

【資料7】 人権の性質的分類と日本国憲法 各項目の数字は憲法の条数 平等権、自由権、製造権、社会権、受益権、参政権、新しい人権の具体例が書かれている。

◆子どもの権利条例の制定自治体を見る

【資料8】 自治体における子どもの権利条例一覧が公布年と共に列記

◆住民生活における人権の実現と基礎的自治体の政策活動

子どもの権利の実現を具体化する政策分野へのアプローチ一例えば

【資料9】 子どもの権利の実現は、全市民への政策体制を豊かにするという事で、政策分野の例、考える視点、政策活動の基本に分類されて列記されている。

◆先行き不安が深刻化している経済・財政状況—経済・財政政策の根本的な見直しを

【資料 10—2】 企業規模別企業数の推移<1999—2016> (万企業) が年代ごとに明記されている。

【資料 10—3】 税収構造の推移 [国課税+地方課税] 課税対象別、資産課税、消費課税、法人所得課税、個人所得課税が年代別にデータが出されている。

◆極端な少子化が示している子どもの未来の危うさ

【資料 11】 少子化が極端になっている

◎近代史のなかで光る「出生児の生命権確保」の歩み

【資料 12】 乳児死亡率の低下を目ざした 100 年の努力の成果

【資料 13】 人口 3658 人の村が日本を変えたとき

報告「岩手県・沢内村の地域包括医療が与えた影響」抜粋

1957 年無競争で村長に当選した深沢晟雄(まさお)は、「自分たちで自分たちの生命を守る」ことを、住民と行政の共通課題として掲げ、社会教育を基盤にした村づくりを展開した。

◆まとめ・質疑応答（14:50～15:50）

- (1) 水源の里運動といい、上流の川が汚れば下流の地域が駄目になる。上流から下流の住民が連携をして生産、流通、交流をしなくてという運動が始まった。
- (2) 都市に近いところは、労働不足が生じるため、海外から人材を求める。そのなか、静岡県磐田市では上村孝太郎氏は、ただ単に労働力として受け入れるのではなく、自らベトナムなどの現地に行き、障害者の人を受け入れている。耕作放棄地が増えているため、農林水産省でH活用できるものは活用していこうという方針である。コロナなどもあり、フランスでは4か所ほど酒の製造が始まっている。酒の需要が増えている。
- (3) 現在は一人の教師が教える生徒数が多い。四万十市では、1994年、2800人（11小学校）の憲法を学びたい生徒にたいして教えている。朝7時になると扉を開けて子どもたちにあいさつをする。町の地域の人で子どもを育てる、集団として助け合う家族が必要という。
- (4) 乳児死亡率が減ったため、障がい児が増えているので、出産前の検診が必要である。
- (5) 高層マンションに住むと風が変わるため、子どもたちのコミュニティは疎遠になるので、地面にすることが基本である。

【感想】

1924年に「国際連盟・子どもの権利宣言」が出されてから98年になり、その後も次々と子どもの権利条例などが出されていることを、私はこの講演で初めて知った。先生がまとめた資料には、制定された当時の状況、背景、子どものための権利が詳細に書かれているが、実際今の子どもたちは、その権利を行使しているかということ、行使どころか存在すら知らないのが現状ではなかろうか。それはやはり敗戦国が故に、日本独自の教育ではなく、米国の方針によるものが強かったのではと伺われる箇所が見受けられる。それは、現在の子どもたちにアンケートをとってみると、先進国のいくつかの国と比べてみて、自己肯定感が低い、つまり将来的な夢や希望を持っている子どもが低いことである。

今回の池上先生の講演は、地方自治体の政策的な課題を民主的科学的な視点から解明するという事であった。しかし今まで日本は子どもに対し、大人と同等の権利を有する存在として扱ってこなかったためか、自分で考える子どもの育成が外国と比べ劣っている。このような状況下で、地方自治体が子どもたちに対して、権利を持つように促すのはとても困難であると感じた。ただ、来年、国が「こども家庭庁」を設立、「こども基本法」が令和5年4月1日に施行される。ここで早い時期に政策

転換をしてほしいと感じた。

【常滑に反映できること】

上記の感想で述べたように、敗戦国が故の経過や、他国との交流の少ない日本であるがゆえに、今までの教育を変えることは非常に困難であると考えます。しかし、今の現状を打破するためには、専門家を交えて市民や行政がとことん話し合う事ではと思う。

領収証

No. 20220804-3

発行日 2022年8月4日

新風クラブ 様

¥9,000-

但し 第46回「議員の学校」参加費として
2022年8月4日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスプリ日野103

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096

